

基本目標VI 文化芸術の創造と文化財の保護

多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組めます。

施策1 文化芸術の振興

施策2 文化財の保護



県指定文化財 平方のどろいんきょ



市指定文化財 藤波のささら獅子舞

施策1 文化芸術の振興

現状（課題）

- ◆ 市民が心豊かな生活を営み、活力ある社会を形成するためには、文化芸術の振興は欠くことができないものです。文化振興団体と連携するなど、効果的かつ効率的な文化振興事業を展開する必要があります。
- ◆ 文化芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組み、また多くの市民がそれぞれに望む文化・芸術を享受できる、充実した環境が必要です。

主な取組

1 文化芸術活動の推進

- 文化芸術団体に対する支援や文化芸術振興基金の活用などを通して、市民が行う文化芸術活動の振興を図ります。
- 文化芸術振興基本法に基づき、市民ニーズを踏まえ、地域の特性に応じた新たな支援の方策について検討します。

2 文化芸術活動の場の充実

- 市美術展覧会や市民音楽祭など、市民の文化芸術の発表の場の提供に努めます。
- 市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、上尾市ギャラリーを運営し、施設の整備・充実を図ります。
- 上尾にゆかりのある芸術家の交流や活動を支援し、市民が身近に芸術を鑑賞できる環境を整えることを目的に、あげおクラシックコンサートを開催します。また、小学校児童を対象としたアウトリーチコンサートを開催します。



あげおクラシックアウトリーチコンサート

施策2 文化財の保護

現状（課題）

- ◆ 文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、文化向上・発展の基礎になるものです。文化財保護法、県や市の文化財保護条例に基づき、調査体制の充実を図り、文化財の保護を進めていく必要があります。
- ◆ 無形民俗文化財は、地域の人々が日常生活の中で創造し、継承してきたもので、市民の生活の推移を理解する上で欠くことができない、貴重な文化財です。今後の継承のため、保持団体に対する支援が必要です。
- ◆ 歴史的事実の記録である古文書や歴史的公文書等を市民共有の知的資源として適切に保存や活用を図る必要があります。
- ◆ 市民をはじめ、多くの人が本市の歴史や文化などの価値を認識し、保護していく意識を育むことが必要です。

主な取組

- 1 文化財の調査と指定・登録
 - 保護の対象となる文化財の調査を行い、指定・登録を更に進め、保存・継承のために必要な事業を実施します。
 - 周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事などの際に、試掘調査や指導、必要に応じて記録・保存のための発掘調査を行います。
- 2 無形民俗文化財の継承と活動支援
 - 無形民俗文化財の継承のために、保持団体等に対する支援を行うとともに記録・保存や現地公開のための支援を行います。
 - 無形民俗文化財を記録に残すため、映像による記録を行います。
- 3 歴史資料の収集・保存
 - 市の歴史に関する資料を収集し、保存を図るため、必要な施設の整備について検討を進めます。
 - 歴史資料の活用のため、収集した資料の整理や目録の整備を行います。
 - 保存年限を経過した行政文書のうち、歴史的価値のある公文書の収集を行います。
- 4 文化財・歴史資料の活用
 - 文化財保護の意識啓発のため、文化財を活用した事業を実施します。また、市民の学習活動や学校教育活動の中で、文化財の活用を図ります。